

令和6年4月1日

会計局での納品確認について

【納入業者の皆様へ】

奈良県会計局総務課

本庁発注の10万円未満の物品購入について、会計局での納品確認が不要になり、各所属に直接納品していただくことになりました。

つきましては、下記の通り取扱いますので、よろしくお願いいたします。

記

1. 奈良県での物品購入伺書の起案日が4月1日以降のものが対象です。
2. 本庁舎及び分庁舎に納品するものが対象です。
3. 納品時には、納品書への納品日の記入及びサイン等をお願いいたします。

「枠」の押印は不要です。

不要

納入者
年 月 日

4. 各所属が、原則として発注します。
5. 10万円未満の物品購入が対象ですが、オープンカウンターにより決定した物品は、10万円未満に決定したもの及び単価契約で一回の発注が10万円未満になるものでも、会計局での納品確認が必要です。

※発注時期の兼ね合いで、会計局での納品確認の要・不要が不明な場合は、各所属にお問い合わせください。

(担当) 会計局総務課調達契約係

TEL 0742-27-8908 (直通)